

会員の主要勘定及び顧客口座数等

<統計の目的>

広く一般の皆様にご理解いただく指標の一つとして、会員から提出された「モニタリング調査表」を集計した資料を提供することを目的としています。

<用語の定義>

- ・「会員」とは、本協会定款第5条第1号に定める者をいいます。
- ・「保護預り等有価証券」とは、金融商品取引法第43条の2第1項に基づく分別管理の対象となる有価証券のうち、信用取引、先物取引等に係る代用有価証券を除いたものをいいます。

<作成方法>

本協会定款第18条に基づき会員から提出されたモニタリング調査表を集計しています。

<利用上の注意>

- ・毎月末現在の会員を集計対象としていますが、営業開始前、業務休止中等の会員を除いています。
- ・会員の経理基準を定める本協会自主規制規則「証券業経理の統一について」（現「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（自主規制規則））の2001年9月の改正により、同月分から様式が大幅に変更されていますので御留意ください。
なお、直近の規則は、本協会ホームページ（注）で御確認ください。
（注）「ホーム」→「日証協について」→「定款・諸規則」→「自主規制規則」→「協会員における顧客管理、内部管理等」→「有価証券関連業経理の統一に関する規則」
- ・2014年金融商品取引法等改正による事業年度規制の見直しに伴い、会員ごとに損益を計算するための期間が異なることとなったため、同年4月分以降、「当期純損益」欄は削除しています。
- ・「顧客口座数」及び「保護預り等有価証券の状況」は、2011年3月より公表を開始しています。
- ・「顧客口座数」とは、保護預り残高のない口座を除いた口座数をいいます。
- ・「保護預り等有価証券の状況」における「債券」は、額面金額を記載しています。
- ・「顧客口座数」及び「保護預り等有価証券の状況」は、四半期末（6月末、9月末、12月末、翌年3月末）のみ記載しています。なお、各四半期末の欄の数値については、2014年金融商品取引法等改正による事業年度規制の見直しに伴い、会員によって決算期（四半期末）が異なることから、(a) から (c) の合計としています。

① 6月の欄

- (a) 1月、4月、7月又は10月を事業年度末とする会社は4月末の数値

- (b) 2月、5月、8月又は11月を事業年度末とする会社は5月末の数値
- (c) 3月、6月、9月又は12月を事業年度末とする会社は6月末の数値

②9月の欄

- (a) 1月、4月、7月又は10月を事業年度末とする会社は7月末の数値
- (b) 2月、5月、8月又は11月を事業年度末とする会社は8月末の数値
- (c) 3月、6月、9月又は12月を事業年度末とする会社は9月末の数値

③12月の欄

- (a) 1月、4月、7月又は10月を事業年度末とする会社は10月末の数値
- (b) 2月、5月、8月又は11月を事業年度末とする会社は11月末の数値
- (c) 3月、6月、9月又は12月を事業年度末とする会社は12月末の数値

④3月の欄

- (a) 1月、4月、7月又は10月を事業年度末とする会社は1月末の数値
- (b) 2月、5月、8月又は11月を事業年度末とする会社は2月末の数値
- (c) 3月、6月、9月又は12月を事業年度末とする会社は3月末の数値

<公表時期>

四半期ごと（3、6、9、12月分）に公表いたします。

なお、モニタリング調査表の取りまとめのスケジュールにより、本資料は該当月の2か月後に公表となります（例：「2022年3月分」を2022年5月中旬に公表）。

<公表データ>

- ・1967年度以降のデータを本協会ホームページにて公表しております。
- ・1967年度のデータについては1967年12月から1968年3月までとなっています。
- ・1967年度から2009年度までの本データの名称は「全国証券会社主要勘定」となっています。
- ・1967年度より前のデータを御覧になりたい場合は、日本証券経済研究所に附設されている「証券図書館」 (<https://www.jsri.or.jp/library/>) 所蔵の「大蔵省証券局年報」（1965年までは「理財局証券年報」）において1961年9月以降の閲覧が可能です。（倉庫保管のため即日閲覧は不可）

<お問い合わせ先>

監査本部 監査モニタリング部（TEL03-6665-6777）

なお、「有価証券関連業経理の統一に関する規則」については、自主規制本部 自主規制企画部（TEL03-6665-6769）にお問い合わせください。

この解説資料は、本協会が提供している統計情報を一般の皆様が利用するに当たり、統計情報に用いられている用語等について理解を進めるための一助として分かりやすく説明したものであり、必ずしも法令・諸規則等における定義等に基づくものではありません。